

特定非営利活動法人 kyoto-care 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 kyoto-care（以下「この法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、日本に居住する外国人に対する医療、介護、生活支援などを通じた自立支援および地域社会への参加促進と障がいのある方々に対する就労支援サービスの提供を通じた社会的・経済的自立の支援を行うことにより、すべての人々が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①医療、介護、生活、就労に関する相談事業
- ②外国の文化活動を通じた交流事業
- ③外国人支援に関する研究・普及・啓発活動
- ④多文化・多国籍間の人材交流事業および国際機関、外国の非営利組織、その他関連する国際的ネットワークとの連携事業
- ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業

- ⑥介護保険法に基づく居宅介護支援事業、及び介護保険法に基づく指定居宅サービス
- ⑦その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書を提出し、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章（役員及び職員）

（種別及び定数）

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5人

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

（選任等）

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事長が欠けたとき、または職務執行が不能なときは、副理事長が職務を代行する。副理事長が代行できない場合は、理事長があらかじめ氏名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 15 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会終結時までその任期を継続する。

3 補欠または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(欠員補充)

第 16 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けた場合には、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次のいずれかに該当するに至った場合、総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき

(2) 職務上の義務違反、または役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務執行に要した費用の弁償ができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は理事長が任免する。

第 5 章 (総会)

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席（書面又は電磁的方法による表決者及び代理人による出席を含む）がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以

上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 53 条 この法人の公告は、主たる事務所の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長（代表） 松久保 道德

副理事長 李傑

理事 海明嶼

理事 松久保菜緒

理事 高峰

監事 吉良正輝

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）正会員 個人 0 円

団体 0 円

（2）賛助会員会費個人 1 口 1,000 円（1 口以上/1 年間分）

団体 1 口 5,000 円（1 口以上/1 年間分）

附則 この定款は、定款変更認証の日から施行する。

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 kyoto-care

1 事業実施の方針

本法人は、日本に居住する外国人に対する医療、介護、生活支援等を通じた自立支援及び地域社会への参加促進並びに障がいのある方々に対する就労支援サービスの提供を通じた社会的・経済的自立の支援を行い、すべての人々が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2026 年度は、障がいのある方々に対する障害福祉サービスを中心に、日常生活及び社会生活並びに就労に関する支援を実施する。

また、介護保険法に基づく居宅介護支援事業について、利用者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、適切な相談、ケアプラン作成及び関係機関との連絡調整等を行う。

併せて、外国人住民に対する医療、介護、生活、就労等に関する相談支援、多文化交流、外国人支援に関する普及・啓発及び国内外の関係機関との連携を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
医療、介護 生活、就労に 関する相談事 業	日本に居住する外国人、障がいのある方及びその家族等を対象として、医療、介護、生活及び就労に関する相談に対応し、必要な情報提供、助言及び関係機関への紹介・連絡調整等を行う。	(A) 2026 年度中 随時 (B) 法人事務所及 び必要に応じて相 談者の居住地域等 (C) 必要に応じて 法人役職員等が対 応	(D) 日本に居 住する外国 人、障がいの ある方、その 家族及び関係 者 (E) 必要に応 じて随時	
外国の文化活 動を通じた交 流活動	外国人住民と地域住民との相互理解及び多文化共生を促進するため、外国の文化等を通じた交流活動を行う。	(A) 2026 年度中 随時 (B) 京都市内等 (C) 必要に応じて 法人役職員等が対 応	(D) 外国人住 民、地域住民 等 (E) 必要に応 じて随時	

外国人支援に関する研究・普及・啓発活動	外国人が日本で生活する上で必要となる医療、介護、福祉、生活及び就労等に関する情報を収集し、外国人支援及び多文化共生に関する普及・啓発活動を行う。	(A) 2026 年度中 随時 (B) 法人事務所、京都市内及びオンライン等 (C) 必要に応じて法人役職員等が対応	(D) 外国人住民、地域住民、支援関係者等 (E) 必要に応じて随時	
多文化・多国籍間の人材交流事業、および国際機関、外国の非営利組織、その他関連する国際的ネットワークとの連携事業	多文化・多国籍間の人材交流を行うとともに、国際機関、外国の非営利組織その他関連する国際的ネットワークとの情報交換及び連携を行う。	(A) 2026 年度中 随時 (B) 国内外及びオンライン等 (C) 必要に応じて法人役職員等が対応	(D) 外国人住民、地域住民、国内外の関係団体及び支援関係者等 (E) 必要に応じて随時	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がいのある方々に対して必要な障害福祉サービスを提供し、日常生活及び社会生活並びに就労を通じた社会的・経済的自立を支援する。	(A) 2026 年 6 月 1 日～2027 年 3 月 31 日 (B) 法人が設置・運営する事業所等 (C) 5 名	(D) 障害福祉サービスを必要とする障がいのある方 (E) 10 名程度	
介護保険法に基づく居宅介護支援事業、及び介護保険法に基づく指定居宅サービス	介護保険法に基づき、要介護者等が可能な限り住み慣れた地域及び居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、相談支援、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、サービス事業者及び関係機関との連絡調整等を行う。	(A) 2026 年度中 随時 (B) 法人事務所及び利用者の居宅等 (C) 2 名	(D) 介護保険法に基づく居宅介護支援を必要とする要介護者等 (E) 10 名程度	
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	前各事業に関連して、本法人の目的を達成するために必要となる支援、情報提供、関係機関との連携その他の活動を行う。	(A) 2026 年度中 随時 (B) 法人事務所その他必要な場所 (C) 必要に応じて法人役職員等が対応	(D) 本法人の目的に関連する支援対象者及び関係者 (E) 必要に応じて随時	

2027 年度の事業計画書
2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 kyoto-care

1 事業実施の方針

本法人は、日本に居住する外国人に対する医療、介護、生活支援等を通じた自立支援及び地域社会への参加促進並びに障がいのある方々に対する就労支援サービスの提供を通じた社会的・経済的自立の支援を行い、すべての人々が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2027 年度は、障がいのある方々に対する障害福祉サービスを中心に、日常生活及び社会生活並びに就労に関する支援を実施する。

また、介護保険法に基づく居宅介護支援事業について、利用者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、適切な相談、ケアプラン作成及び関係機関との連絡調整等を行う。

併せて、外国人住民に対する医療、介護、生活、就労等に関する相談支援、多文化交流、外国人支援に関する普及・啓発及び国内外の関係機関との連携を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
医療、介護、生活、就労に関する相談事業	日本に居住する外国人、障がいのある方及びその家族等を対象として、医療、介護、生活及び就労に関する相談に対応し、必要な情報提供、助言及び関係機関への紹介・連絡調整等を行う。	(A) 2027 年度中 随時 (B) 法人事務所 及び必要に応じて 相談者の居住地等 (C) 必要に応じて 法人役職員等が 対応	(D) 日本に 居住する 外国人、 障がいの ある方、 その家族 及び関係 者 (E) 必要に 応じて随 時	
外国の文化活動を通じた交流活動	外国人住民と地域住民との相互理解及び多文化共生を促進するため、外国の文化等を通じた交流活動を行う。	(A) 2027 年度中 随時 (B) 京都市内等 (C) 必要に応じて 法人役職員等が 対応	(D) 外国人 住民、地 域住民等 (E) 必要に 応じて随 時	
外国人支援に関する研究・普及・啓発活動	外国人が日本で生活する上で必要となる医療、介護、福祉、生活及び就労等に関する情報を収集し、外国人支援及び多文化共生に関する普及・啓発活動を行う。	(A) 2027 年度中 随時 (B) 法人事務 所、京都市内及び オンライン等 (C) 必要に応じて 法人役職員等が 対応	(D) 外国人 住民、地 域住民、 支援関係 者等 (E) 必要に 応じて随 時	

多文化・多国籍間の人材交流事業、および国際機関、外国の非営利組織、その他関連する国際的ネットワークとの連携事業	多文化・多国籍間の人材交流を行うとともに、国際機関、外国の非営利組織その他関連する国際的ネットワークとの情報交換及び連携を行う。	(A) 2027 年度中 随時 (B) 国内外及びオンライン等 (C) 必要に応じて法人役職員等が対応	(D) 外国人住民、地域住民、国内外の関係団体及び支援関係者等 (E) 必要に応じて随時	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障がいのある方々に対して必要な障害福祉サービスを提供し、日常生活及び社会生活並びに就労を通じた社会的・経済的自立を支援する。	(A) 2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日 (B) 法人が設置・運営する事業所等 (C) 5 名	(D) 障害福祉サービスを必要とする障がいのある方 (E) 10 名程度	
介護保険法に基づく居宅介護支援事業、及び介護保険法に基づく指定居宅サービス	介護保険法に基づき、要介護者等が可能な限り住み慣れた地域及び居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、相談支援、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、サービス事業者及び関係機関との連絡調整等を行う。	(A) 2027 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日 (B) 法人事務所及び利用者の居宅等 (C) 2 名	(D) 介護保険法に基づく居宅介護支援を必要とする要介護者等 (E) 10 名程度	
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	前各事業に関連して、本法人の目的を達成するために必要となる支援、情報提供、関係機関との連携その他の活動を行う。	(A) 2027 年度中 随時 (B) 法人事務所その他必要な場所 (C) 必要に応じて法人役職員等が対応	(D) 本法人の目的に関連する支援対象者及び関係者 (E) 必要に応じて随時	

2026年度 活動予算書
2026年4月1日から 2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 kyoto-care
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費	0		
2.受取寄附金	0		
3.受取助成金等	0		
4.事業収益			
障害福祉サービス事業収益	6,000,000		
居宅介護支援事業収益	500,000		
5.その他収益	0		
経常収益計			6,500,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1)人件費			
給料手当	3860000		
福利厚生費	500000		
人件費計	4,360,000		
(2)その他経費			
修繕費	100,000		
地代家賃	2,040,000		
その他経費計	2,140,000		
事業費計		6,500,000	
2.管理費			
(1)人件費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			6,500,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1.固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1.過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			-8399906
次期繰越正味財産額			-8399906

2027年度 活動予算書
2027年4月1日から 2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 kyoto-care
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費	0		
2.受取寄附金	0		
3.受取助成金等	0		
4.事業収益			
障害福祉サービス事業収益	6,000,000		
居宅介護支援事業収益	1,000,000		
5.その他収益	0		
経常収益計			7,000,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1)人件費			
給与手当	4,860,000		
福利厚生費	500,000		
人件費計	5,360,000		
(2)その他経費			
修繕費	100,000		
地代家賃	2,040,000		
その他経費計	2,140,000		
事業費計		7,500,000	
2.管理費			
(1)人件費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			7,500,000
当期経常増減額			-500,000
III 経常外収益			
1.固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1.過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			-500,000
前期繰越正味財産額			-8,399,906
次期繰越正味財産額			-8,899,906